

警察庁丁生企発第574号
令和6年10月29日

一般社団法人全国警備業協会
会長 村井 豪 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

住宅を対象とした強盗事件等に対する防犯対策について

貴団体におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、各地で犯罪実行者募集情報に応募したと思われる者が、複数で深夜にハンマー等で窓ガラスを破壊するなどして住宅に押し入り、住民に暴行を加えるなどして多額の現金を奪うという、極めて悪質な強盗事件等が多発しております。

現時点、正に捜査中であり、今後の捜査の進展により、防犯対策を講じる上で参考となる具体的な犯行手口等が明らかになっていくものと考えておりますが、国民の間に同種事案に対する不安が広がっていることから、警察庁及び都道府県警察では、各種広報媒体を通じ、広く国民に防犯情報を発信しているところであります。

警備業におかれましては、住宅等を対象とした各種セキュリティサービスを提供されているところ、各都道府県警備業協会や関係警備業者各位に別添の防犯情報を周知していただくとともに、皆様方の広報媒体等を通じて顧客等への注意喚起を行っていただくなど、同種事案の未然防止に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

担当：生活安全企画課 伊藤、小西

電話03-3581-0141（代表）

内線3031、3036

別添

【警察庁及び都府県警察が発信している防犯情報】

- ・ 就寝中はもちろん、在宅時も施錠するなど、戸締まりを徹底する。
- ・ 訪問者に対しては不用意にドアを開けず、まずドアスコープやインターフォン越しなどで確認する。
対応するときも、インターフォン、ドアチェーン、ドアロック越しに対応する。
- ・ 外出先から帰宅したときは、周囲に人がいないか、よく確認する。
- ・ 電話等で在宅状況、家族構成、資産状況等を聞かれても答えない。
- ・ 自宅に必要以上の現金を置かない。
- ・ 不審に感じたときは、ためらわずに110番通報する。
- ・ 防犯性能の高い建物部品（錠、ドア、ガラス、防犯フィルム、シャッター等）を設置、活用する。
- ・ 防犯設備機器等（防犯カメラシステム、センサー付きライト、カメラ付きインターフォン等）を設置、活用する。

【主な情報発信元】

- 政府広報オンライン
 - ・ 空き巣や強盗から命と財産を守る「住まいの防犯対策」
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202310/1.html>
- 警察庁WEBサイト
 - ・ 住まいる防犯110番「みんなで侵入犯罪に強いまちづくり・住まいづくり」
https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/theme_b/b_e_1.html
 - ・ 住まいの防犯対策「侵入犯罪に強い住まいづくりを！！」（チラシ）
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/kobetubouhan/shinnyuuhanzaitaisaku.pdf>

※ このほか、各都道府県警察のWEBサイト、SNSなどでも各種防犯情報を発信しています。